

# 令和元年度第5回

## 東北町農業委員会総会議事録

期日 令和元年8月9日

場所 東北町役場（分庁舎）第1会議室

令和元年度第5回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町役場（分庁舎）第1会議室

2. 開会日時 令和元年8月9日（金） 午後1時30分

3. 閉会日時 令和元年8月9日（金） 午後2時30分

4. 出席農業委員（11名）

1番	乙部繁作君	2番	沼尾京子君
3番	蛭名勲君	4番	蛭沢清子君
6番	竹内勝子君	7番	米内山寧夫君
8番	高松克彦君	10番	中野一男君
12番	木村豊三郎君	14番	新山忠幸君
15番	小野寺正八君		

5. 欠席農業委員（2名）

5番	沼尾幸一君	9番	沢田兼美君
11番	甲地武彦君	13番	甲地俊隆君

6. 出席農地利用最適化推進委員（3名）

千代畑	江刺家栄作君	甲地	岡山粕男君
旭	笹倉隆悦君		

7. 欠席農地利用最適化推進委員（1名）

花向町 野田亮広君

## 8. 会議に付した案件

- 報告第10号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第11号 農地等の現況に関する照会について  
報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告第13号 使用貸借合意解約書の受理について  
議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第17号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第18号 東北町農用地利用集積計画の決定について

## 9. 議事録署名委員

8番 高松克彦君 14番 新山忠幸君

## 10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 蛭澤博幸 事務局主事 荒木浩美

## 11. 書記

事務局副参事 河島徳悦

(全員起立で挨拶を行う。)

事務局長  
(蛭澤博幸君)  
総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。  
ご起立願います。  
「こんにちは」  
着席願います。

事務局長  
(蛭澤博幸君)  
ただいまから、8月1日に招集通知しました、第4回東北町農業委員会総会を開催いたします。  
本総会の出席委員は、11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。  
尚、農地利用最適化推進委員 3名の出席があります。  
本日、5番 沼尾 幸一委員、 9番 沢田 兼美 委員  
13番 甲地 俊隆委員 11番 甲地 武彦 委員  
より、会議規則第4条の規定に基づく、欠席届出がありましたので、ご報告いたします。

事務局長  
(蛭澤博幸君)  
それでは、会長よりご挨拶をお願いします。  
(会長あいさつ省略)

事務局長  
(蛭澤博幸君)  
ありがとうございました  
それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっておりますので、会長より議事進行をお願いします。

会 長  
それでは、しばらくの間、議長を努めさせていただきます。

(開 議)

議長(乙部  
繁作君)  
これより、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。  
総会の提出案件は、**報告4件、議案3件**であります。  
充分なるご審議をお願いします。

議長（乙部  
繁作君） それでは、議事に入ります。

（議事録署名者の指名・書記の任命）

**日程第 1** 議事録署名者の指名及び書記の任命についてを、議題とします。

お諮りします。

議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

（異議なしのとき）

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

議長（乙部  
繁作君） 議事録署名者には、**8番 高松 克彦 委員、14番 新山 忠幸委員**を指名いたします。

なお、書記には、河島 副参事を任命いたします。

（会期の決定）

議長（乙部  
繁作君） **日程第 2** 会期の決定についてを、議題とします。

総会の会期は、本日一日とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしのとき）

異議なしと認め、総会の会期は、本日一日とすることに決定しました。

議長（乙部  
繁作君） **日程第 3 報告第 10号** 農地の転用事実に関する照会について、を議題とします。

事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長  
（蛭澤博幸君） 報告第10号に入る前に議長の許しを得ましてお詫びと訂正をお願いします。

先月の総会時に於いて8番高松委員より、農地の転用に関する事実の照会についてのところで、農地法の関係が違うんじゃないかというご指摘を受けました。その後、私も改めて農林課さんと私の資料と突き合わせて確認したところ、私の認識がちょっと逆に覚えておりまして農振法

事務局長  
(蛭澤博幸君)

の農業振興地域内これと農用地区域外が逆に表示になっておりましたので訂正してお詫びしたいと思います。なお、先月分と併せてですね4月からの分全て確認させて頂きました。中に数か所そういう形で逆の認識で表示している所がございましたのでそれも併せて議案書を訂正させて頂きますので宜しくお願いします。

事務局長  
(蛭澤博幸君)

1 ページをお開きください。  
報告第10号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方  
法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、  
現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告する  
ものです。

尚、現地確認は、8月1日、委員2名(竹内 勝子 委員 及び、  
岡山 粕男 農地利用最適化推進 委員)と事務局職員2名により  
遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認してい  
ます。

2 ページをお開きください。

受付番号16番～22番まで 7件について説明いたします。

(事務局受付番号16番～22番7件朗読説明省略)  
以上、7件です。

議長(乙部  
繁作君)

ただいま、事務局より報告第10号の朗読及び説明がありました。  
ご質疑等ありませんか。

委員(高松  
克彦君)

先ほどの説明の中で、土地の数字が間違っているとの訂正がありまし  
たけども6月の資料もここと同じ支局からの照会が3件ありました。3  
件とも記述に間違いがありましたよね。だから、毎月間違いがありで、  
私はきちんと読み合せをしましたかと局長に聞いた時に、読み合せをし  
ていますという返答でしたが本当に読み合せをしているんですか。

事務局長  
(蛭澤博幸君)

今回も私の資料を、副参事にコピーを渡して確認をしております。

委員(高松)

確認をしたという事は、読み合せをしたということですか。

克彦君)

事務局長  
(蛭澤博幸  
君)

はい。

委員(高松  
克彦君)

副参事そうなんですか。やりましたか。

副参事(河  
島徳悦君)

資料をいただきまして、各自で確認はしていますけども、読み合せについてはしておりません。

委員(高松  
克彦君)

読み合せをして下さいよ。

事務局長  
(蛭澤博幸  
君)

わかりました。

委員(高松  
克彦君)

毎月間違っています。だから私はこうして毎回話しているんですから。見たことがないですよ、役場の資料で。毎月の総会で毎月間違っている。もう少しきちんと資料を我々が何のために暑い中ここにきているのか。これは会長の名前で全部だしているんですよ。言葉を変えれば会長の品位が問われる。そういうことにも成り兼ねないので、もう少しきちんと読み合せをして間違わないようにやってください。

それから冒頭に、局長が農振法で前回の誤りについて報告であったんですけども、農振法というのは我々が取り扱っている農地法の上位計画、法律的に農振法があって農地法があるわけです。その下にぶら下がって。従ってそれを反対に覚えていたと、非常になんというか。農林課にも私が先月、ここ総会を終わって直ぐに行ったんですよ。農林課の職員は、まあ非常になんというか、まあ、言いませんけれども。

それで誤った認識が今日の、後ろの資料の方で5条申請のみちのくクボタですか出ていますよね。これ、ここで取り扱うのは今日で2回目なんです。結局3月とか4月に、1月にみちのくからあがってきて、雪があるから現場を見れない。境界杭の確認ができない。そういう説明で、だらだらだらだら春まで延びて来ていたんですね。

それは局長の判断でそうだったんですよ。農振法の農用地除外の設計と廃止の基準を貴方は解っていますか。

事務局長  
（蛭澤博幸  
君）

わかりません。

委員（高松  
克彦君）

解らないでしょ。そこにはですね、東北町に農業用地区区域1万ヘクタール以上あるんだと、その設計の基準については、境界杭が必ず設置されていること、これないんですよ。だからガス平に行けば境界杭が設置されていない農用地杭が相当数の面積があります。現状でも除外も結局設定の時は除外の要件としてもそれはないんです。それを只々、杭を確認しなければならないという理由で、これは全然別の次元の話なんですよ。契約者、当事者が売買の契約者、当事者が杭を確認して契約する。そういう時限話なんですよ。だから農振法の除外を意見書を求められたら、その意見書には杭があるない関係ないんですよ。だからね農振法を全然理解していない貴方がそういったことを要求してだらだらだら3カ月も4カ月も申請者の計画が延びてしまったという事実がここにあるんですよ。またこれ、今日うちのほうで例えばAという意見を出して県のほうをやって、また30日、40日して県からの許可が来るのがかかるんでしょ。そしたらもうそれこそまた雪が降ってきますよ。六ヶ所の行政書士が手掛けた今回の事案ですけどもなかなか彼の所は優秀でね、その辺はきちんと解って県とたぶん何回もやりとりしているはずなんですよ。だからそうやって農業者またその周辺の方々に迷惑をかけるような農業委員会の運営を私はしたくない。だからきちんとこういう法律はね、きちっと貴方事務員なんだから、きちっと押さえて資料は読み合せをして、間違いのないようなものを提出してください。お願いします。以上です。

議長（乙部  
繁作君）

そのほか、質疑はありませんか。

質疑なしと認め、報告第10号は原案のとおり報告済と致します。

議長（乙部  
繁作君）

日程第4 報告第11号 農地等の現況に関する照会について、を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局長  
（蛭澤博幸  
君）

4ページをお開きください。

報告11号 農地等の現況に関する照会について、青森地方裁判所から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結

事務局長 果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものです。  
(蛭澤博幸君

5ページをお開きください。  
受付番号1番1件について説明いたします。

(事務局受付番号1番1件朗読説明省略)  
以上、1件です。

議長(乙部 繁作君) ただいま、事務局より報告第11号の朗読及び説明がありました。

ご質疑等ありませんか。

(質疑なしのとき)

質疑なしと認め、報告第11号は原案のとおり報告済と致します。

議長(乙部 繁作君) **日程第5 報告第12号** 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてを、議題とします。

事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 6ページをお開きください。  
(蛭澤博幸君) 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。

7ページをお願いします。  
(事務局 23番から24番、2件朗読説明省略)  
以上、2件です。

議長(乙部 繁作君) 只今、事務局より報告の朗読及び説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしのとき)

議長(乙部 繁作君) 質疑なしと認め、報告第12号は、原案のとおり報告済みといたします。

議長（乙部 日程第6 報告第13号 使用貸借合意解約書の受理についてを、  
繁作君） 議題とします。

事務局より朗読及び説明を願います。

事務局長 8ページをお願いします。  
（蛭澤博幸 報告第13号 使用貸借合意解約書の受理について、このこと  
君） について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので、報告す  
るものです。

9ページをお願いします。  
（事務局 受付番号1番,1件朗読説明省略）  
以上、1件であります。

議長（乙部 只今、事務局より報告の朗読及び説明がありましたが、ご質疑等  
繁作君） ありませんか。

委員（蛭沢 勉強させて下さい。住所が貸人も借人も同じですが親子ということ  
清子君） すか。

事務局長 はい、そのとおりでございます。  
（蛭澤博幸  
君）

委員（蛭沢 それで、解約とかそういうことはどういうことですか。解らないので  
清子君） この機会に聞こうと思いました。

事務局長 親子であっても貸し借りは当然、なんていうんですか、一括贈与しな  
（蛭澤博幸 い限り土地の例えば、耕作するにあたっての貸し借りですか、それは親  
君） 子でも行なっておりますので、まあ、それを行っていたんでしょうね、  
今まで、それで今回解約するということなんで、特に出てくるのがよく  
あるのが年金を貰うのにやったりするんですけども、今回の方は年金と  
か関係なく普通に親子であっても貸し借りをしていたと。で合意解約す  
ということでございます

委員（蛭沢 そのメリットは。  
清子君）

議長（乙部 暫時休憩致します。（13：57）  
繁作君）

議長（乙部 （14：15）休憩を取消し会議を続けます。  
繁作君）

そのほか、質疑はありませんか。

質疑なしと認め、報告第13号は、原案のとおり報告済みといたします。

議長（乙部 **日程第7 議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会**  
繁作君） **の許可についてを 議題とします。**  
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 10ページをお願いします。  
（蛭澤博幸君）

議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり、（1）所有権移転3件、許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

11ページをお願いします。  
所有権移転（3件）について説明いたします。

（事務局 受付番号12～14番、3件を朗読説明省略）  
以上、3件であります。

議長（乙部 只今、事務局より、所有権移転、受付番号12番～14番3件  
繁作君） です。  
本案について、ご質疑等ありませんか。

委員（新山 受付番号12番の山ノ外の件ですが有償移転をやっていますけど一  
忠幸君） 反部いくら位で動いたか教えて頂きますか。

事務局長 全面積で 万円です。  
（蛭澤博幸

君)

委員 (新山 はい。  
忠幸君)

委員 (蛭名  
勲君)

13番、経営面積が1,298で譲受人が他町村ですよ。こっちに通って農業を続けられるのか。上北地区こういう問題が多いんですけども、規模拡大といって直ぐに宅地転用にしているのがすごく多い。もしそれが作付けする目的で買っているのであれば最初からそういう方法、手順で買ってもらうような事を指導及び受付の段階でお願い指導しているのか、いつも非常にそう言った問題が過去にも委員会で問題が何件かある。実際に規模拡大して経営する気があるのか。

事務局長  
(蛭澤博幸  
君)

ここに関しては、私も受付した時に疑問に思いまして副参事に確認するようお願いをして確認した結果、通うのに一時間から一時間強かかると。しかし私は通ってやると。というような回答を貰っています。他町村の方で米を約2反部、大根等を5反4畝、ブルーベリーを1反2畝ほどやっているそうです。現況を見にいったんですけども、既にブルーベリーとかプラムとかそういうものをもう植えてですね。実際にやっている状況でございます。以上です。

委員 (蛭名  
勲君)

規模拡大という形で土地を購入するのであれば、3年なり5年なり最低作付けしていただきたいのですが、なんか土を盛って宅地化されている。委員会としても規模拡大として3年なり5年とか作付け期限を設けて転用できないような形の指導ができないのかと思います。含めて検討をお願いします。

事務局長  
(蛭澤博幸  
君)

こういう形でやりますよ、通って私はやるんですよと本人の意向ですから。現地確認で本人の意思が見えていたんですけど、蛭名勲委員がいうとおり、先が見え見えではないかと転用するのが見え見えじゃないかと、というのはやっぱりあります。最低3年なり耕作はして下さいよというような話は事務局からもしております。それでもやっぱり転用をしようとする方もいらっしゃるんで、今回、先に法務局紹介で出てきた事案が隣でそこも家を建てて、実際に宅地化している。それを直したりしていますので、そちらはそちらで売ってしまうのかなと。それで、六ヶ所の人でも買って通いながらやるのかなと少し判断して来ました。

事務局長 (蛭澤博幸君) 前は草が生えてぼうぼうでしたが、今は機械をかけて全部草を剥いじやったんですよ。それで耕作する意思があると、委員と一緒に確認はして来ました。その辺は指導します。3年なら3年と少し耕作してくれるように。

委員 (蛭名勲君) はい、いいです。

委員 (高松克彦君) 譲渡人13番の離農精算、離農とどこ違うのか。それから精算の精の字これでいいのか。非常に事務的に大事だと思います。

事務局長 (蛭澤博幸君) 離農精算ではなく、精算を削除し、離農で訂正お願いします。

委員 (高松克彦君) はい、分かりました。

議長 (乙部繁作君) そのほか質疑はありませんか。

異議なしと認め、議案第16号は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 (乙部繁作君) **日程第8 議案第17号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを 議題とします。**

事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

尚、これには 12番 木村 豊三郎 委員の関連事項がありますので、東北町農業委員会規則第17条により、議事に参与することができない事から当該事案の審議から終了まで、退席をお願いします。

(12番 木村 豊三郎 委員退席)

事務局長 14ページをお願いします。

(蛭澤博幸 君) 議案第17号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので、受付番号7番～8番2件について、現地調査が行われております。

15ページをお願いします。

尚、申請箇所的位置等は、16ページ及び18ページのとおりです。

(事務局 受付番号7番～8番2件、朗読説明省略)

以上2件です。

議長 (乙部 繁作君) ただいま、事務局より、説明が終わりました。

これには、現地調査が行われていますので

竹内 勝子 委員より現地調査の報告をお願いします。

委員 (竹内 勝子君) 15ページ、7番の申請地は、8月1日に農地利用最適化推進委員 岡山 粕男委員及び事務局と現地に行き、申請人 譲受人 さん及び譲渡人両者の代理人立会のもと、現地調査を行いました。

申請地は、東北町役場分庁舎より、北西へ約7.3kmの距離にあり、周辺には、10ha以上の畑を中心とした一団の農地が存在している地域である、一方酪農農家の牛舎や住宅地で形成された地区に隣接した区域内に位置し、転用の目的は住宅の建設のためです。

現況においては、境界が明確であり、周辺に被害を及ぼす影響はないもとみて、許可相当と判断してまいりました。

次に、同じく15ページ、8番の申請地は、8月1日に農地利用最適化推進委員 岡山 粕男委員及び事務局と現地に行き申請人 譲受人 さん及び譲渡人両者の代理人立会のもと、現地調査を行いました。申請地は、東北町役場 分庁舎より、北へ約12kmの距離にあり周辺には、10ha

以上の畑を中心とした一団の農地が存在している地域であるが、六ヶ所村との町村境に接し近隣は住宅地で形成された地区に接近した区域内に位置し、転用の目的は農機具販売等の営業所の建築です。

現況においては、境界が明確であり、また、宅地造成に当たっては、フェンスや排水路を設けるなどの策を講じるため周辺に被害を及ぼす影響はないものとみて、許可相当と判断してまいりました。

以上、報告いたします。

議長（乙部 繁作君）      ご苦労さまでした。  
                    ただいま、事務局の説明及び6番竹内 勝子 委員より、現地調査の報告が終わりました。  
                    本案について、ご質疑等ございませんか。

（異議なしのとき）

異議なしと認め、議案第17号は、原案のとおり許可することに決定し、許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

12番 木村 豊三郎 委員 の入場をお願いします。  
（12番 木村 豊三郎 委員 入場・着席）

議長（乙部 繁作君）      **日程第9議案第18号** 東北町農用地利用集積計画の決定についてを 議題とします。

事務局より事案朗読及び説明をお願いします。

事務局長            19ページをお願いします。  
（蛭澤博幸君）      議案第18号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。

20ページをお願いします。

農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会へのお願いの文書であります。

21ページをお願いします。

最初に農業経営基盤強化促進法による利用権の設定各筆明細書使用貸借、受付番号29番 1件について説明いたします。



